

Title	著者リプライ
Sub Title	
Author	藤間, 公太(Tōma, Kōta)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2019
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.24 (2019. 7) ,p.180- 181
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20190706-0180

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

著者リプライ

藤間 公太

はじめに、評者の伊藤嘉余子氏と、リプライの機会を下さった編集委員会に深く御礼申し上げます。周知の通り、伊藤氏は日本における社会的養護研究を牽引する存在であり、筆者にとっても重要な先行研究者の 1 人である。その伊藤氏からの書評を得られたことは望外の喜びであるとともに、拙著を含め自身の研究を改めて省みる機会となった。

以下では、伊藤氏からの 3 つの問題提起にこたえていきたい。1 点目は、対象を児童自立支援施設に設定した理由についての説明が不十分であるとのこと指摘である。事例研究であるにもかかわらず、対象設定についての説明が説得的でなかったことは問題であったと反省している。児童自立支援施設に着目した理由は、直観的にはより家庭的で個別的なケアが必要とされるはずの子どもが施設でケアされている点にある。伊藤氏が「特殊」という言葉で形容しているように、児童自立支援施設に入手する子どもは高い困難性を有しているといわれている。そのように困難性の高い子どもに対して「非家庭的」とされてきた施設における集団生活の中で、家庭的、個別的なケアが提供されているのか否か。されているのであれば、それはいかにして成し遂げられているのか。これらの点を分析することで、家庭性、個別性、集団性を問い直すという拙著の目的が達成されるのではないかと考え、児童自立支援施設に着目したのであった。小規模グループケアや地域小規模児童養護施設なども対象となり得たのではないかというご指摘に関しては、筆者はむしろ大舎制の施設を対象とした方が、よりシンプルに「小規模（非集団的）＝家庭的＝個別的」／「大規模（集団的）＝非家庭的＝個別的」という構図を問い直せたのではないかと刊行後に考えていた。いずれにせよ、対象選定理由についての説明が不十分であったこと、拙著での議論が他の種別の社会的養護の現場を対象として再検証される必要があることについては、伊藤氏のご指摘の通りである。

2 点目は、住み込みの重要性という拙著の主張の汎用性についてのご指摘である。このご指摘は、対象となった施設 Z において何が住み込みを可能にしているのかについての、拙著の分析の甘さに起因していると受け止めた。施設職員の労働環境が問題となり、多くの施設で住み込みから交替制、通勤制へと変更がなされたことは筆者も認識しているが、それでも筆者は住み込んで子どもと生活を共有することの意義は小さくないと考えている。たしかに、職務と生活との境界が曖昧になることで職員の負担が重くなるという問題が住み込みにはあるのだが、考えてみるとそれは施設に限った問題ではない。職場か自身の家庭かという違いはあるものの、1 日の大半を子どもと一緒に過ごすという意味では、里親やファミリーホーム、そして実親も

住み込み的なケア労働を行っている。このように考えると、問題は住み込みであることそれ自体ではなく、ケア労働を担う者のみに負担が集中する構造にあるとみるべきではないだろうか。実際、ケア労働を担う中で発生する実親子関係における育児不安や虐待、施設職員や里親のバーンアウトといった問題が認識されるなかで、レスパイトケアなどを整備する必要性も訴えられてきている。拙著で構想したケア空間多元化モデルも、そうしたケア労働者への負担の集中に対する問題意識から導き出されたものである。住み込みでのケア労働を可能にし、集団生活の強みを導いている要因の解明については、今後の研究でも引き続き取り組んでいきたいと考える。

3 点目は、国際比較の重要性である。実はこの点は筆者も認識しており、拙著刊行後にイタリアとの国際比較研究に着手している。イタリアは日本と類似した福祉レジームにありつつも、社会的養護に関しては大規模施設の完全廃止を達成した点で興味深い対象と考えている（藤間2018, 2019）。この研究はまだ端緒に就いたばかりであり、ここで伊藤氏に対する十分なリプライをすることはできないが、今後の日本の施策展開を考える上で、海外の現状やその背後にある文脈を丁寧に押さえる必要があるというご指摘には筆者も賛同する。

伊藤氏のご指摘されるように、今後の日本における代替養育のあり方については、施設／家庭、集団／個別といった二者択一でない形で議論を深めることが必要である。そのための理論やデータを提供することが、今後ますます研究者に求められるだろう。微力ながらその取り組みの末席にいられるよう、引き続き研究に取り組んでいきたいと考える。そのための手がかりを与えてくださった伊藤氏に、重ねて御礼申し上げたい。

【文献】

- 藤間公太.2018.「イタリア社会的養護の日本への示唆」『社会保障研究』3(1): 151-4.
 ————.2019.『脱施設化社会』イタリアから日本の社会的養護への示唆』小谷眞男・横田正顕編『新版・世界の社会福祉 第4巻 イタリア』旬報社（近刊）.

（とうま こうた 国立社会保障・人口問題研究所）